○経済産業省令第二十二号

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第二の三の規定に基づき、輸出貿易管理令別表第二の三の規定に基づき貨物を定める省令の一部を改正する省令を定める。

令和五年三月三十一日

経済産業大臣　西村　康稔

輸出貿易管理令別表第二の三の規定に基づき貨物を定める省令の一部を改正する省令

輸出貿易管理令別表第二の三の規定に基づき貨物を定める省令（令和四年経済産業省令第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第一条～第八十九条　［略］	**第一条～第八十九条**　［略］
第九十条　輸出令別表第二の三第二号の二ロに掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一　関税率表第七二・〇八項、第七二・〇九項、第七二・一〇項（第七二一〇・九〇号を除く。）、第七二一一・一九号、第七二一一・二三号、第七二一一・九〇号及び第七二・一二項（第七二一二・一〇号及び第七二一一・六〇号を除く。）に該当するもの 二　関税率表第七二・一九項、第七二・二〇項、第七二・二五項（第七二二五・一九号、第七二二五・三〇号及び第七二二五・九九号を除く。）及び第七二・二六項（第七二二六・九一号を除く。）に該当するもの	**第九十条**　輸出令別表第二の三第二号の二ロに掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、関税率表第七三・〇九項に該当するものとする。 ［新設］
第九十一条　輸出令別表第二の三第二号の二ハに掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一　関税率表第七三・〇八項に該当するもの 二　関税率表第七三・〇九項に該当するもの 三　関税率表第七三・一〇項に該当するもの	［新設］
第九十二条　輸出令別表第二の三第二号の二ニに掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一　関税率表第七六・一〇項に該当するもの 二　関税率表第七六一二・一〇号に該当するもの	［新設］
第九十三条　輸出令別表第二の三第二号の二ホに掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、関税率表第八二〇七・六〇号及び第八二・〇八項に該当するものとする。	［新設］
第九十四条　輸出令別表第二の三第二号の二ヘに掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一　［略］ 二　関税率表第八四・〇四項に該当するもの 三　関税率表第八四・〇五項に該当するもの 四　関税率表第八四・〇六項（第八四〇六・一〇号を除く。）に該当するもの 五　関税率表第八四〇七・一〇号、第八四〇七・二一号、第八四〇七・二九号、第八四・〇八項及び第八四・〇九項（第八四〇九・九一号を除く。）に該当するもの 六　関税率表第八四一〇・九〇号に該当するもの 七　関税率表第八四・一一項（第八四一一・八一号、第八四一一・八二号及び第八四一一・九九号を除く。）に該当するもの 八　［略］	**第九十一条**　輸出令別表第二の三第二号の二ハに掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、関税率表第八二〇七・六〇号及び第八二・〇八項に該当するものとする。 **第九十二条**　輸出令別表第二の三第二号の二ニに掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一　［略］ 二　関税率表第八四〇五・九〇号に該当するもの 三　関税率表第八四〇六・九〇号に該当するもの ［新設］ ［新設］ ［新設］ 四　［略］